

組合員限定定期預金

大地

期間 **5年**

年 **1.80%**

税引後 / 1.434%

期間 **3年**

年 **1.50%**

税引後 / 1.195%

期間 **1年**

年 **1.40%**

税引後 / 1.115%

ウリ信用組合のすべての預金は預金保険対象です

当組合の預金は、預金保険の範囲内で保護されます。

1金融機関につき預金者1人当たり、元本1000万円(決済用預金を除く)とその利息部分が保護されます。

お取り扱い期間

2026年**4月1日**[水] ▶ 2027年**3月31日**[水]

■ご契約金額 / 30万円以上 ※お一人様何口でもお申し込みいただけます。

■預入条件 / ①新たなご資金でのお預け入れ。

②令和8年4月1日～令和9年3月31日までに満期を迎える既存定期預金に30万円以上(一口)の金額を上乗せいただければ、定期預金「大地」での預け替えができます。
※ただし、預け替え手続きが必要となります。

※本商品は、取扱期間中でも募集金額に到達した場合や金融情勢その他の事情により、予告なしに商品の内容・金利等の見直し、または取扱いを中止する場合がございます。

※詳しくは下記フリーダイヤルにお問い合わせいただくか、当組合ホームページをご覧ください。

<https://www.urishinkumi.com>

募集金額

100億円



組合員限定定期 **大地** 預金商品のご案内

基本商品	自由金利型定期預金(M型)							
取扱期間	2026年4月1日(水)~2027年3月31日(水)							
対象の方	組合員で個人の方							
適用利率	預入期間 5年	預入期間 3年			預入期間 1年			
	年1.80% 税引後 / 1.434%	年1.50% 税引後 / 1.195%			年1.40% 税引後 / 1.115%			
※組合員は、当組合の営業地区(北海道・東北)に居住または勤務しておられる方で、当組合の組合員(出資金1万円以上)にご加入いただける方が対象です。								
お預入れに関する事項	預入方法	一括してお預入れいただきます。 30万円以上(1万円単位) ※お一人様何口でもご契約いただけます。						
	預入条件	①新たなご資金でのお預入れ。 ※当組合の他預金からのお預け替え、ご家族間のお預け替えは対象外です。 ②令和8年4月1日~令和9年3月31日までに満期を迎える既存定期預金に30万円以上(一口)の金額を上乗せいただければ、定期預金「大地」での預け替えができます。 ※ただし、預け替え手続きが必要となります。※募集中に到達した場合は、取扱いを中止いたします。						
利払方法	単利型のみ 預入期間1年ものは、満期日以後に一括して指定口座へご入金いたします。 預入期間3年・5年ものに対しては、預入日から1年毎の応当日を「中間利払日」とし、中間利払日に適用利率70%を乗じた利率でのお利息を指定口座へご入金いたします。 中間払利息を差引いた利息の残額は満期日にご入金いたします。							
計算方法	付利単位を1円とした1年365日とする日割計算で行います。							
税金	お利息には20.315%の源泉分離課税(国税15%・地方税5%・復興特別所得税0.315%)が適用されます。※ただし、マル優ご利用の場合は除きます。							
自動継続の取扱いについて	●本商品は、自動継続利払式(元金継続)のみの取扱いになります。 ●初回満期到来日以後は、満期日時点における定期預金「大地」商品の同一期間金利にて自動継続されます。ただし、定期預金「大地」の取扱いが終了している場合には、同じ期間の店頭表示金利でのスーパー定期預金として自動継続されます。							
中途解約時の取扱い：満期日前に解約する場合は、以下の中途解約利率により計算したお利息とともにお支払いいたします。								
経過期間	預入日から6か月未満	6か月以上1年未満	1年以上1年6か月未満	1年6か月以上2年未満	2年以上2年6か月未満	2年6か月以上3年未満	3年以上4年未満	4年以上5年未満
1年もの	中途解約日の普通預金利率	約定利率×50%	—	—	—	—	—	—
3年もの		約定利率×40%	約定利率×50%	約定利率×60%	約定利率×70%	約定利率×90%	—	—
5年もの		約定利率×30%	約定利率×40%	約定利率×50%	約定利率×60%	約定利率×70%	約定利率×80%	約定利率×90%
※中間利払い後に中途解約をされる場合、その中途解約利息額の総額が既に支払った中間利払利息額に満たないときに「解約差金」が発生し、当初預入した元金より差額分を差し引いてお支払いします。								
預金保険制度	この預金は預金保険制度の対象商品であり、同保険の範囲内で保護されます。 (1金融機関につき預金者1人当たり、元本1千万円(決済用預金を除く)とその利息部分が保護対象です。)							
その他の事項	●本商品は証書式のみ(通帳式の取扱い不可)とし、総合口座の取扱いはできません。 ●本商品は、取扱い期間中でも金融情勢その他の事情により、予告なしに商品の内容・金利等の見直し、または取扱いを中止する場合がございます。 ●その他の事項に関しましては(自由金利型定期預金(M型))に準じて取り扱います。							